

## 新居浜市道路反射鏡設置基準

この基準は、新居浜市建設部道路課（以下「道路課」という。）が道路管理者として道路反射鏡を設置等する場合において、道路反射鏡の設置等に関して必要な事項を定めることにより、その適正な運用を図り、交通の安全に資することを目的とする。

### 1 定義

道路反射鏡とは、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第34条の3の第4項に定める道路付属物のことで、道路課が設置し管理するものをいう。

### 2 設置基準

道路反射鏡は次に定める要件のいずれかを満たす場合に設置することができる。

- (1) 屈折部又は屈曲部において、自動車が安全に走行するために必要な直接目視により見通すことができる距離（以下「視距」という。）が確保できないと認められる場合
- (2) 信号機が設置されていない交差点で、隅切りがなく視距が確保できない又は家屋の塀などにより死角があり視距が確保できないと認められる場合
- (3) 道路の構造・形状等により危険性が高いと認められる場合
- (4) 3戸以上の利用がある私道で、道路課が管理する道路（以下「市道等」という。）と交差し、上記（1）から（3）のいずれかの要件を満たす場合

### 3 設置場所

道路反射鏡は、次の各号のいずれかに設置するものとする。ただし、道路の構造及び交通に支障をきたすおそれがある場合には、当該道路以外の場所（無償で使用することができる場合に限る。）に、道路反射鏡を設置することができる。

- (1) 市道等
- (2) 県道等（市道等と交差し、かつ許可が得られた場合のみ。）

### 4 設置条件

2及び3に該当し、かつ、次に定める条件を満たす要望があった場合は、道路課は道路反射鏡の設置をすることができる。

- (1) 地元自治会等からの「交通安全施設設置申請書」の提出があること
- (2) 設置要望箇所の近隣住民等による反対が無いこと
- (3) 市道等以外の箇所（私有地にある電柱を含む。）に設置する場合、「交通安全施設設置承諾書」に関係者の同意があること

### 5 その他

- (1) 道路反射鏡は、自動車の直接目視確認が困難な場合に、自動車同士の衝突防止を目的とした、安全確認のための補助施設として設置する。

(2) 道路反射鏡の設置等の判断は、道路交通法を遵守した通行を前提とする。

(施行期日)

この基準は、令和8年4月1日から施行する。